

様式

委員会規則第4条第1項に基づく届出書

平成28年9月20日

1. 執行機関の別	1: 都道府県知事・市区町村長等
	<input type="radio"/> 知事 <input checked="" type="radio"/> 市区町村長等
2. 都道府県名	青森県
3. 市区町村名	黒石市
4. 届出番号	1
5. 独自利用事務の事例番号	67-1
6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス	http://www.city.kuroishi.aomori.jp/

執行機関名 黒石市長

重度心身障害者等の医療費助成に関する事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1) 法定事務	(2) 独自利用事務
① 事務の名称	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は昭和六十年法律第三十四号附則第九十七条第一項の福祉手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	黒石市重度心身障害者医療費助成条例(昭和59年黒石市条例第30号)による重度心身障害者医療費の助成に関する事務であって次に掲げるもの (1) 資格の認定に関する事務 (2) 医療費の助成に関する事務
② 番号法別表第1の項	47	
③ 番号法別表第2の項	67	
④ 番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		黒石市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例 別表第1 1の項 黒石市重度心身障害者医療費助成条例による重度心身障害者医療費の助成に関する事務であって次に掲げるもの (1) 資格の認定に関する事務 (2) 医療費の助成に関する事務
⑤ 事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和39年法律第134号)第1条	黒石市重度心身障害者医療費助成条例(昭和59年黒石市条例第30号)第1条
⑥ 事務の趣旨又は目的	第一条 この法律は、精神又は身体に障害を有する児童について特別児童扶養手当を支給し、精神又は身体に重度の障害を有する児童に障害児福祉手当を支給するとともに、精神又は身体に著しく重度の障害を有する者に特別障害者手当を支給することにより、これらの者の福祉の増進を図ることを目的とする。	第1条 この条例は、重度心身障害者の健康を保持するため、その医療費の一部を助成することにより、自己負担の軽減並びにその療育の推進により、福祉の増進を図ることを目的とする。
⑦ 独自利用事務の関連規範		黒石市重度心身障害者医療費助成条例(昭和59年黒石市条例第30号) 黒石市重度心身障害者医療費助成条例施行規則(昭和59年黒石市規則第13号)